

## 意見書案第 1 号

福岡県響灘沖における「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定検討に係る意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 25 日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 宗像市議会議員 | 小林 栄二 |
| 賛成者 | 宗像市議会議員 | 末吉 孝  |
| 賛成者 | 宗像市議会議員 | 伊達 正信 |
| 賛成者 | 宗像市議会議員 | 北崎 正則 |
| 賛成者 | 宗像市議会議員 | 岡本 陽子 |

### 提案理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく「有望な区域」の選定にあたり、漁業者の生活及び当該海域における継続的な漁業の発展を保障することを要望するため、意見書を提出するもの。

### 提出先

福岡県知事

福岡県響灘沖における「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定検討に係る意見書（案）

地球温暖化対策は、世界的観点からもCOP26などで温室効果ガスの排出量から森林などの吸収量を差し引いて合計をゼロとする「ネットゼロ」が求められ、我が国にとっても喫緊の課題であり、国民的課題としてエネルギー政策の議論を交わし、理解を深めることが必要である。このような中、福岡県が指定検討を進めている促進区域は、本市における漁業者にとって極めて重要な漁場であることも事実であり、促進区域の指定により、漁業への大きな影響が懸念される。

現在の法律では、漁場は漁業権漁場と一般海域漁場に大別されるが、一般海域であっても生業である漁業が排除されることにはならない。検討海域（促進区域）は北九州地区を中心とした漁業者と宗像市を中心とした地元漁業者との多様な利用実態があり、検討海域（促進区域）を好漁場としている漁業者の生活を維持するためには、関係する漁業者の一定の理解がなければ、容易に指定を容認することはできないと考える。

漁業者の中には、「魚はどこでも獲れるような考えを持ってもらっては困る。仮に検討海域（促進区域）以外の漁場に移動すれば必ず他の漁業者との軋轢を生む事にもなるのではないか」と心配する声もある。

今、県が進めようとしている検討海域（促進区域）は太古から先祖代々受け継がれてきた豊穡の場であり、農業でいえば田畑と同じである。単に設置条件に見合った海域だからといって促進区域に指定するといった単純なものでないことをしっかりと受け止めていただきたい。

また、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存に関して、世界遺産委員会から「海上または陸上での風力発電施設の位置は、適切に制限するだけでなく、緩衝地帯を含む資産範囲の全域および資産外の区域について、構成遺産の視覚的な完全性に影響を与えうる場合は完全に禁止することを表明すること」と追加勧告が付された。

特に沖ノ島は、地元漁業者が代々守り続けてきた「神宿る島」であり、国・県・本市もその価値の尊さを十分に認識した上で世界遺産登録に尽力した経緯からも、今後、推進していこうとする海洋再生エネルギー発電に関わる海域の促進区域の指定には十分考慮していただきたい。

よって、福岡県においては、以下のことについて実施されるよう要望する。

- 1 利害関係者（特に漁業者）との協議の場を設けること。
- 2 洋上風力発電計画の具体的内容に係る情報提供をすること。
- 3 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」への影響に関わる情報提供をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福岡県宗像市議会議長 神谷 建一